

# IEEJ 温暖化ニュース

Vol.11

2006年1月～2006年12月

財団法人 日本エネルギー経済研究所  
地球環境ユニット

海外では、昨年10月のスターン・レビューの公表、11月のナイロビCOP/MOP2と米中間選挙、今年に入ってから1月のEUエネルギー政策パッケージ発表など、将来枠組みをめぐって動きが見られ、また、国内では京都議定書目標達成計画の評価・見直しが進められています。

今回と次回の温暖化ニュースでは、2006年1月から12月にかけての海外における地球温暖化問題に関連する動向の注目すべきポイント、ならびに審議会等を中心に国内施策の動向を2回に分けてご紹介します(一部内容は、2007年2月までの内容を含んでいます)。

地球環境ユニット  
総括 山下ゆかり

## 目次

1. CDM
  - 1-1. CDM、排出削減クレジット18億トンに
2. EU-ETS
  - 2-1. 欧州委員会、2005年のEU各加盟国の検証済CO<sub>2</sub>排出量を公表  
ドイツ大手発電事業者の排出量取引実績
  - 2-2. 欧州委員会、13か国の第二期間NAP案に対して決定
3. UNFCCC
  - 3-1. 国連気候変動枠組条約補助機関第24回会合開催
  - 3-2. 京都議定書第二回締約国会合(COP/MOP2)
4. 米国
  - 4-1. ブッシュ大統領2007一般教書演説、地球温暖化対策面からの評価
5. 国内施策
  - 5-1. 審議会等の動向

## 1 . CDM

---

### 1 - 1 . CDM、排出削減クレジット 18 億トンに

2006 年に入り CDM 登録簿（CDM レジストリ）の整備が進められ、プロジェクトの実施事業者は CDM による排出削減クレジット（CER：Certified Emission Reduction）を取得することが可能となった。具体的にはまず、2006 年 2 月に CDM レジストリ内にプロジェクト事業者ごとの保有口座開設の受付が開始された。これにより、それまでは、CDM プロジェクトから創出された CER は、CDM 理事会が管理する保留口座へ発行され、一括して管理されていたところ、個別事業者の口座へ移転することが可能となった（出所 1）。

これを受けて 2006 年 3 月には、初めて CER がプロジェクト参加者に移転され、シェル・トレーディングが「CDM 登録簿の自社口座へ CER の移転を受けた最初の企業となった」ことを発表した（出所 2、3）。（移転数量等に関しては明らかにしていない。）

また、京都議定書第一約束期間中に CDM プロジェクトから創出が見込まれる GHGs 排出削減クレジット（CER）は、2006 年 6 月には 10 億 t-CO<sub>2</sub> を超えた（注：ただし京都議定書第一約束期間前に発生するクレジットも含む）（出所 4）。さらに、2006 年 12 月 31 日現在のプロジェクト総数は約 1,500 件にのぼっており、2012 年 12 月 31 日までに創出が見込まれる CER（累積）<sup>1</sup>は、18 億 t-CO<sub>2</sub>（1,450 件までの集計）となっている。このうち 472 件のプロジェクトが CDM 理事会による登録を受けており、登録プロジェクト全体による年間平均 GHGs 削減量はおよそ 1 億 1 千万 t-CO<sub>2</sub> となっている（出所 5）。

世界銀行によれば、世界の GHGs の排出権取引市場は 2005 年には 110 億ドルの規模に成長し、さらに 2006 年 1 月から 9 月までで 220 億ドルに倍増した。このうち、EU 排出量取引制度下で取引される排出権がその大半（190 億ドル）を占めるが、CDM、JI は年末までに 30 億ドルにのぼる見込みとなっている。また、同じく世界銀行の報告によれば、売り手としては、中国が最大の 60% を占め、次いでインドが 15% となっている。省エネルギー、再生可能エネルギー関連のプロジェクトが増大し、CDM の量に占める割合は 26% となった（2005 年には 11%）（出所 6）。

他方、CDM 理事会では、プロジェクト審査を厳格化する動きも出ている。2006 年 7 月の第 25 回 CDM 理事会では、インドの風力発電プロジェクト等、4 件のプロジェクトについて初めて登録を却下する決定が行われ、登録が却下されたプロジェクトは、第 28 回 CDM 理事会までに 11 件にのぼっている。また、登録申請が行われたプロジェクトについて、再審査（レビュー）が行われるケースも大幅に増大している（出所 5）。CDM プロジェクトの質についての審査基準を厳格化する CDM 理事会の動きは CER の発行を遅らせるなどの影響を及ぼす可能性もあり、今後の動向が注目される。

（文責 伊藤葉子）

---

<sup>1</sup> クレジット期間更新後の CER を含まない。

(出所1)

- ・ UNFCCC, CDM News, 2006年2月28日

[http://cdm.unfccc.int/CDMNews/issues/issues/I\\_690NV5QDGEFMK67S3UN6CPS3SWTFYN/viewnewsitem.html](http://cdm.unfccc.int/CDMNews/issues/issues/I_690NV5QDGEFMK67S3UN6CPS3SWTFYN/viewnewsitem.html)

(出所2)

- ・ Shell Trading 社プレスリリース, 2006年3月15日

[http://www.shell.com/home/Framework?siteId=trading-en&FC2=/trading-en/html/iwgen/newslibrary/2006/zzz\\_lhn.html&FC3=/trading-en/html/iwgen/newslibrary/2006/pr\\_ept\\_first\\_cer\\_032006.html](http://www.shell.com/home/Framework?siteId=trading-en&FC2=/trading-en/html/iwgen/newslibrary/2006/zzz_lhn.html&FC3=/trading-en/html/iwgen/newslibrary/2006/pr_ept_first_cer_032006.html)

(出所3)

- ・ UNFCCC, CDM News, 2006年3月9日

[http://cdm.unfccc.int/CDMNews/issues/issues/I\\_J8KLRPBC0NGFSJTBW4ZOYQFNK2441S/viewnewsitem.html](http://cdm.unfccc.int/CDMNews/issues/issues/I_J8KLRPBC0NGFSJTBW4ZOYQFNK2441S/viewnewsitem.html)

(出所4)

- ・ UNFCCC, CDM News, 2006年6月9日

[http://unfccc.int/files/press/news\\_room/press\\_releases\\_and\\_advisories/application/pdf/20060608\\_cdm\\_1\\_billion\\_tonnes-english.pdf](http://unfccc.int/files/press/news_room/press_releases_and_advisories/application/pdf/20060608_cdm_1_billion_tonnes-english.pdf)

(出所5)

- ・ UNFCCC、CDM ホームページ

<http://cdm.unfccc.int/>

(出所6)

- ・ 世界銀行ホームページ、2006年10月26日付けニュース

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/NEWS/0,,contentMDK:21104178~menuPK:34463~pagePK:34370~piPK:34424~theSitePK:4607,00.html>

## 2 . EU-ETS

---

### 2 - 1 . 欧州委員会、2005年のEU各加盟国の検証済CO<sub>2</sub>排出量を公表 ドイツ大手発電事業者の排出量取引実績

2006年5月15日、欧州委員会は欧州委員会規則に基づき各加盟国政府が欧州委員会に提出した2005年の検証済CO<sub>2</sub>排出量を公表した(出所1)。

これにより、5月15日現在で登録簿未整備のキプロス、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランドの4ヶ国を除くEU21ヶ国の約9,000のEUETS対象施設が提出したCO<sub>2</sub>排出量は、年間排出枠18億2,950万t-CO<sub>2</sub>(新規施設及びオークション用排出枠7,340万t-CO<sub>2</sub>を除

く)を4,420万t-CO<sub>2</sub>下回る17億8,530万t-CO<sub>2</sub>であったことが明らかになった。大方の予想に反し、排出量が排出枠を上回ったのは、オーストリア、アイルランド、イタリア、スロベニア、スペイン、英国の6ヶ国のみであった。

上記のデータ未提出4ヶ国の中で、ポーランドに関しては、7月5日に欧州委員会がプレスリリースを発表し、同国のデータが共同体独立取引ログ(Community Independent Transaction Log: CITL)に7月5日よりアップロードされ、個々の施設のCO<sub>2</sub>排出量が明らかになった(出所2)。この時点で、ポーランドのEUETS対象施設の4割の459施設(同国の排出枠全体の90%を占める)がCITLに接続され、この459施設からの2005年CO<sub>2</sub>排出量は排出枠(2億1,360万t-CO<sub>2</sub>)を13%近く下回る1億8,490万t-CO<sub>2</sub>であったことも合わせて公表された。

2005年は、EU-ETS(欧州排出量取引)が開始され、電力事業者が無償交付されたCO<sub>2</sub>排出枠をコストとして電力価格に上乗せしてWindfall Profits(棚ぼた利益)を上げたか否かが議論されたが、電力各社は2005年アニュアルレポートの中で様々な形でEU-ETSに言及し、一部の企業は排出枠購入量や必要費用を公表している。

ドイツの大手発電4事業者<sup>2</sup>を見ると、まずRWEは2005年の排出枠購入量と必要費用を公表している(出所3)。それによると、ドイツでは排出枠割当量1億1,500万t-CO<sub>2</sub>に対して、2005年の排出量は1億2,000万t-CO<sub>2</sub>で500万t-CO<sub>2</sub>の排出枠不足であり、また英国での排出量も排出枠1,530万t-CO<sub>2</sub>を740万t-CO<sub>2</sub>上回る2,270万t-CO<sub>2</sub>に達している。排出枠購入費用としては、ドイツにおける発電量が全社の97%を占めるRWE Power社が計上した費用が4,000万ユーロ、英国の発電事業者RWE npower社の費用が1億2,900万ユーロと公表している。

これに対してE.ONは、グループのアニュアルレポートの中で2005年中のCO<sub>2</sub>取引価格高騰の理由として、各国が申請したNAP(国家割当計画)を欧州委員会が約4%、即ち2億9,000万t-CO<sub>2</sub>(2005~2007年合計)削減したために供給がタイトになったことと、

英国と南欧の排出枠需要が増加したことを挙げた上で、CO<sub>2</sub>取引価格は北欧とドイツの電力価格高騰に最大の影響を与えたが、英国の電力価格上昇は天然ガス価格高騰の影響が最大の要因であると説明している。一方、取引結果に関しては、「英国事業ユニットが約470万トンの排出枠を購入した。」ことだけを公表している(出所4)。

一方、EnBWは、「CO<sub>2</sub>価格の上昇は、ガス価格が高騰して石炭との価格差が拡大し、石炭火力が増大したことに因る。」と説明した上で、「CO<sub>2</sub>取引価格は電力のスポット取引価格に影響を与え、2005年後半はCO<sub>2</sub>価格の上昇幅が石炭価格の下落幅を上回った。一方、電力の先物取引では、年央までの価格上昇はガス及び石炭価格の上昇に因り、CO<sub>2</sub>価格の

---

<sup>2</sup> 大手電力会社の発電市場におけるシェア(1999年の発電電力量の実績値ベース)は、RWE 37.27%、E.ON 28.74%、Vattenfall 15.03%、EnBW 8.60%であり、RWEはノルトラインヴェストファーレン州、E.ONはドイツ北部とバイエルン州、Vattenfallは旧東ドイツ地域、EnBWはバーデン・ビュルテンベルク州を主な供給区域としている。海外電力調査会『海外諸国の電気事業第1編2003年』(2003年)、野村宗訓ほか『欧州の電力取引と自由化』(日本電気協会新聞部、2003年)。

上昇が電力価格に影響を及ぼしたのは2005年第4四半期のみである。」と分析している(出所5)。但し、具体的な数値は公表していない。

スウェーデンに本拠を置く Vattenfall は、排出枠購入の未払費用として約57億スウェーデン・クローネ(約850億円)を計上したことを収支報告で明らかにしている(出所6)。

このように公表方法は各社に任されており、アニュアルレポートではCO<sub>2</sub>排出枠購入の必要性和、CO<sub>2</sub>価格高騰が電力価格高騰に影響を与えたことを再度強調している様子が窺える。

RWE社以外の3社の担当者に問い合わせたところ、上記情報を企業グループ単位で公開する考えは今後も無いとのことであった<sup>3</sup>。

2006年4月13日にドイツ政府が公表したEU-ETS第二期間(2008~12年)用NAP案では、発電事業者に交付される排出枠総量は第一期間比15%減となっている(出所7)。EU各国政府と電力事業者との間で、発電事業者に対する第二期間の割当が他分野に比べて厳格になるか等、排出枠割当のあり方に関して、どのような議論が行われるかを引き続き注視する必要がある。

(文責 広野正純)

(出所1)

- ・ EU emissions trading scheme delivers first verified emissions data for installations , 欧州委員会プレスリリース , 2006年5月15日

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/612&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

(出所2)

- ・ EU Emissions Trading Scheme: Poland's National Allocation Plan is uploaded to the Community registry system, total verified emissions are made public , 欧州委員会プレスリリース , 2006年7月5日

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/936&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

(出所3)

- ・ RWE Annual Report 2005 及び 同社 Facts & Figures 2006

<http://www.rwe.com/generator.aspx?property=Data/id=306542/ar-2005.pdf>

[http://www1.rwe.com.geber.at/factbook/en/servicepages/downloads/files/complete\\_rwecom\\_fact06.pdf](http://www1.rwe.com.geber.at/factbook/en/servicepages/downloads/files/complete_rwecom_fact06.pdf)

(出所4)

- ・ E.ON Annual Report 2005

[http://www.eon.com/en/downloads/EON\\_GB\\_E\\_komplett\\_geschuetzt\\_060309.pdf](http://www.eon.com/en/downloads/EON_GB_E_komplett_geschuetzt_060309.pdf)

(出所5)

---

<sup>3</sup> E.ON(2006年4月27日)、EnBW(4月19日)、Vattenfall(4月24日)に、それぞれ問い合わせたもの。

- ・ EnBW Annual Report 2005  
[http://www.enbw.com/content/en/investors/ media/ pdf/annual\\_general\\_meeting/agm\\_2006/annual\\_report\\_2005.pdf](http://www.enbw.com/content/en/investors/ media/ pdf/annual_general_meeting/agm_2006/annual_report_2005.pdf)  
(出所6)
- ・ Vattenfall Annual Report 2005  
[http://www.vattenfall.com/files/investors/2005/annual\\_report/Annual\\_Report\\_2005.pdf](http://www.vattenfall.com/files/investors/2005/annual_report/Annual_Report_2005.pdf)  
(出所7)
- ・ National Allocation Plan 2008-2012  
<http://www.bmu.de/emissionshandel/downloads/doc/36965.php>

## 2 - 2 . 欧州委員会、13か国の第二期間 NAP 案に対して決定

EUETS 第二期間（2008～2012年）の国家割当計画（National Allocation Plan: NAP）の各国政府から欧州委員会への提出期限は2006年6月末であったが、ほとんど全ての国の提出が遅れた。欧州委員会は、2006年11月29日に、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、スロバキア、スウェーデン、英国の10ヶ国（出所1）、次いで2007年1月16日にはベルギーとオランダの2ヶ国（出所2）、2月5日にはスロベニア（出所3）のNAP案に対する決定を下した。欧州委員会はこの決定の中で、英国とスロベニア以外の各国に排出枠の削減を求めると共に、排出枠の事後調整は認めず、また、CDM/JIクレジットの利用は原則として最大で排出枠の10%とする等の姿勢を明らかにした。

2013年のEUETS第三期間以降に関しては、2006年11月13日、欧州委員会がEUETSレビューの項目をリストアップするコミュニケーション（EUETSの機能の検討に関する報告書、出所4）を採択し、欧州議会および閣僚理事会に提出した。コミュニケーションでは、

EUETSの、他のセクターやCO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス（アンモニア製造からのN<sub>2</sub>Oや炭鉱からのメタンなど）への拡大、炭素回収・地中貯留をEUETSで認めるか、ハーモニゼーションのための2012年以降の単一EU大キャップの設定など、遵守と執行の強化、EUETSとアメリカの北東部州・カリフォルニア州やオーストラリアの州で計画されている排出量取引制度などとのリンク、の4つのカテゴリーがレビューの焦点としてリストアップされた。

EUETSのこれまでの運営については、すでにステークホルダーによるポジションペーパーや調査研究が出されている。今後の協議はヨーロッパ気候変動プログラム（ECCP）下で行われ、ECCPのEUETS見直しに関するワーキンググループが2007年6月30日までに報告書を提出し、欧州委員会が排出量取引指令を改正する法案を2007年の後半に提出する。

今後、第二期NAPについてEU加盟国と欧州委員会との間でどのようなやり取りが行わ

れるか、第三期間以降の EUETS がレビューを通じてどのような形になっていくのか、引き続き注視すべきと思われる。

(文責 広野正純・田上貴彦)

(出所1)

- ・ Emissions trading: Commission decides on first set of national allocation plans for the 2008-2012 trading period, 欧州委員会プレスリリース, 2006年11月29日  
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/1650&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

(出所2)

- ・ Emissions trading: Commission decides on second set of national allocation plans for the 2008-2012 trading period, 欧州委員会プレスリリース, 2007年1月29日  
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/51&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

(出所3)

- ・ Emissions trading: Commission approves Slovenia's national allocation plan for 2008-2012, 欧州委員会プレスリリース, 2007年2月5日  
<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/136&format=HTML&aged=0#uage=EN&guiLanguage=en>

(出所4)

- ・ COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL, THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS: Building a global carbon market –Report pursuant to Article 30 of Directive 2003/87/EC, COM(2006)676 final, 2006年11月13日  
[http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/com2006\\_676final\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/com2006_676final_en.pdf)

### 3 .UNFCCC

---

#### 3 - 1 . 国連気候変動枠組み条約補助機関第24回会合開催

国連気候変動枠組み条約補助機関第24回会合(SB24)及び、京都議定書3条9項に基づく附属書 国(先進国及び市場経済移行国)の更なるコミットメントに関する作業部会第1回会合(AWG: Ad Hoc Working Group on Future Commitments for Annex I Parties under Kyoto Protocol)がドイツ・ボン市で5月17日~26日に開催された。また、5月15

～16日には「気候変動に対応するための長期的協力の行動に関するダイアログ」<sup>4</sup>が行われた。このUNFCCCダイアログとAWGはCOP11及びCOP/MOP1(2005年11月28日～12月9日)の決定による新しいプロセスである。

AWGに先立ち、主要国政府は国連に対し文書を提出している。日本、EUは、京都議定書の目標を負う国々のGHGs排出は2000年で世界の30%を占めるに過ぎないことから、途上国によるコミットメントが必要との見解を示した。他方、中国、インドは、今回の議論は京都議定書附属書 国のGHGs削減目標を対象とするものであり、途上国に対する目標策定を議題とするべきではないとの見解を示した。米国、オーストラリアは、今回の会合に対する文書は提出しなかった(出所1)。

AWGでは、京都議定書の次期約束期間に関する今後の作業計画(Planning of future work)が採択された。この作業計画においては、京都議定書附属書B(附属書に掲げられる先進国の数値目標)の改訂として、附属書 国のさらなるコミットメントに関する議論に焦点をあてること、第一約束期間と第二約束期間の間にギャップが生じないようにできるだけ速やかに結論を目指すことなどが再確認され、目標レベル、目標期間等の合意に向けて迅速に作業を進めるとされた。一方、例示的であり網羅的なものではないとされたAWGの作業に関連した論点リストには、数値目標を決定するための科学的論拠、附属書 国の排出動向及び削減ポテンシャル、京都議定書実施に関してこれまでに得られた経験・知見等が挙げられた(出所2)。

また、条約の締約国189か国すべてに開かれた第1回「長期的協力の行動に関するダイアログ」では、新技術や民間セクターの役割の問題が議論の主題となった。

先進国は、京都議定書の次期約束についての今後の議論は、最新の科学データに基づくこと、また、利用可能な最新の技術を勘案することが重要と主張。気候変動による悪影響が懸念される途上国は、先進国のコミットメントの強化を求めた。また、産業界からは、炭素市場が有効に機能するためには、気候変動政策の明確なシグナルが必要といった見解が示された(出所3、4)。

(文責 金星姫)

(出所1)

- ・ Views regarding Article 3, paragraph 9, of the Kyoto Protocol: Submissions from Parties , FCCC/KP/AWG/2006/MISC.1  
<http://unfccc.int/resource/docs/2006/awg1/eng/misc01.pdf>

(出所2)

- ・ Earth Negotiation Bulletin Vol. 12, No. 306, 2006年5月29日  
<http://www.iisd.ca/download/pdf/enb12306e.pdf>

---

<sup>4</sup> Dialogue on long-term cooperative action to address climate change by enhancing implementation of the Convention. COP11で設定された、京都議定書未批准国の米国や削減義務のない途上国も含めた全ての国が参加し、将来の対話を行う場。経験の交換、戦略的アプローチの分析のための対話を行うことやその具体的作業手順とプロセスが合意されている。



(出所3)

・ UN News Service 2006年5月26日

<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=18631&Cr=climate&Cr1=change>

(出所4)

・ UNFCCC プレスリリース 2006年5月26日

[http://unfccc.int/files/press/news\\_room/press\\_releases\\_and\\_advisories/application/pdf/20060526\\_final\\_26\\_may\\_press\\_release-english.pdf](http://unfccc.int/files/press/news_room/press_releases_and_advisories/application/pdf/20060526_final_26_may_press_release-english.pdf)

### 3 - 2 . 京都議定書第二回締約国会合 (COP/MOP2)

京都議定書第二回締約国会合 (COP/MOP2) が気候変動枠組条約第12回締約国会議 (COP12) に併せて11月6日から17日までケニア・ナイロビで開催された。今回は政府関係者やオブザーバーなど約6000人が参加しており、会合期間中には、COP、COP/MOP、SBSTA、SBI、AWG、ダイアログ、その他コンタクトグループや非公式協議、閣僚級会合が開催された。今次会合では将来枠組関連とCDM/JI関連、そして適応関連などが議論された。

将来枠組みについての議論は、京都議定書3条9項に基づく附属書 国の更なるコミットメントについてのAWG、議定書第9条によるレビュー、ダイアログの3つのトラックで行われた。協議の結果、AWGでは、大気中のCO<sub>2</sub>濃度を安定化するには世界の排出レベルを2000年の半分以下の水準にしなければならないというIPCC第3次報告書の知見について合意したが、長期目標の具体化については「AWGの附属書 国の更なるコミットメントに関する作業は、UNFCCCの究極目的の共有のビジョン (shared vision) に基づくものである」との曖昧な表現にとどまった。AWGの作業計画については、(a)附属書 国の削減ポテンシャルと削減目標 (objectives) の範囲の分析、(b)削減目標を達成するためにとりうる手段の分析、及び(a)、(b)の分析を考慮しつつ、附属書 国全体での削減割合やその割り当てを検討し、数値目標といった附属書 国の更なるコミットメントや約束期間の長さに関する合意を目指すこととした (出所1)。

ただし、作業の完了期限は明記せず、「出来るだけ早く、かつ、第1約束期間と第2約束期間の間にギャップが生じないように」AWG作業を完了することを目指すとした。なお、2007年の作業スケジュールに関して、AWG3は2007年5月の補助機関会合開催時に、AWG4はダイアログの第4回ワークショップが2007年9月か10月に開催されることになれば、同時開催することを決定した (出所1)。

一方、京都議定書のレビュー (京都議定書9条には、COP/MOP2において見直しを行うという規定があり今回この議題が取り上げられた) については、ダイアログ、AWGと一体化して議論を行うべきだという意見と、将来枠組みの議論とは切り離して簡素なものとする

べきという意見が分かれており、本レビューの対象範囲、実施期間、将来枠組みとの連携などについて、最終日まで非公式の交渉が続けられた（出所2）。その結果、COP/MOP3で、見直しの範囲と内容を検討し、第2回目の見直しを2008年のCOP/MOP4で実施することを決定した。なお、第2回目のレビューはいかなる締約国の新たなコミットメントにつながるものではないと合意された（出所3）。

最後にダイアローグはワークショップ形式で行われたが、ニコラス・スターンによるプレゼンで幕を開け、「持続可能な開発」と「市場の役割」に焦点をあてた報告が行われた。次のダイアローグは2007年5月の補助機関会合（SB26）と併せて、適応と技術をテーマに開催される予定である（出所4）。

CDMについての議論は、炭素回収・貯留（CCS）をCDMに含めるかをはじめ、CDMプロジェクトの地域的分布などが争点となった。CCS-CDMについては、2008年でのCOP/MOP4での決定に向けたプロセスが決まった。

京都議定書の初の会議であったモントリオールのCOP/MOP1にくらべると、今回の会合は、大きな成果があったとは言い難いが、議定書9条によるレビューやCCS-CDMに関するCOP/MOP4に向けた将来へのプロセスが定められるなど、着実な進展が見られた。2008年のCOP/MOP4をひとつの里程標とした検討プロセスが、今後の研究の焦点になるものと考えられる。

（文責 金星姫）

（出所1）

- ・ Further commitments for Annex I Parties and Programme of work , FCCC/KP/AWG/2006/L.4  
[http://unfccc.int/files/meetings/cop\\_12/application/pdf/awg\\_conclusions.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/cop_12/application/pdf/awg_conclusions.pdf)

（出所2）

- ・ 財団法人地球産業文化研究所（2006年）「気候変動枠組条約第12回締約国会議（COP12）及び京都議定書第2回締約国会合（COP/MOP2）参加報告書」  
<http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/pdf/COP12sankahoukoku.pdf>

（出所3）

- ・ 7/CMP.2 , Review of the Kyoto Protocol pursuant to its Article 9 , FCCC/KP/CMP/ 2006/10/Add.1  
<http://unfccc.int/resource/docs/2006/cmp2/eng/10a01.pdf>

（出所4）

- ・ Dialogue on long-term cooperative action to address climate change by enhancing implementation of the Convention: Oral report at COP 12 by the co-facilitators  
[http://unfccc.int/files/meetings/dialogue/application/pdf/oral\\_report\\_at\\_cop12\\_061117.pdf](http://unfccc.int/files/meetings/dialogue/application/pdf/oral_report_at_cop12_061117.pdf)

## 4 .米国

### 4 - 1 . ブッシュ大統領 2007 一般教書演説、地球温暖化対策面からの評価

2007年1月23日、ブッシュ大統領の一般教書演説が行われた。今回は中間選挙で手痛い敗北を喫したブッシュ政権がイラク増派を通すため民主党制圧下の議会对策として地球温暖化対策の大幅な修正を行うのではという観測があり各紙の紙面を賑わした。日本でも1月19日付け日本経済新聞が、「米、温暖化対策推進へ修正」という見出しで同様の内容でワシントン特派員記事を掲載した。結局、一般教書演説では期待されたキャップ・アンド・トレード排出権取引制度への言及こそなかったが気候変動関連としてはガソリン消費削減と地球温暖化問題に言及があった。各界の反応についてはNEDOワシントン事務所のレポート<sup>5</sup>に詳しいがキャッチフレーズ「Twenty in Ten」で打ち出された今回のガソリン消費削減の提案は自動車のCO<sub>2</sub>排出が全CO<sub>2</sub>排出量の約30%を占める自動車大国の米国では賛否両論様々に、しかしそれなりのインパクトを持って受けとめられたようである。

#### **Twenty In Ten：10年で20%ガソリン消費削減**

- ・再生可能燃料と代替燃料で2017年のガソリン消費15%を代替する。
- ・自動車の燃費規制を強化し2017年のガソリン消費5%を削減する。
- ・これらの対策で2017年自動車からのCO<sub>2</sub>排出量を10%削減する。

**(2007年1月23日ブッシュ大統領一般教書演説より)**

具体的な削減方針は再生可能燃料と代替燃料で合計350億ガロンを供給しガソリン消費の15%を代替し、これと並行して自動車の燃費基準強化<sup>6</sup>によりガソリン消費5%相当の85億ガロンを削減、合計ガソリン消費20%の削減を達成しようというものである(出所1)。

再生可能燃料についてはコーンエタノール、セルロース系エタノール、バイオディーゼル、メタノール、ブタノールと各ソースが挙げられている(出所1)。主力となるのは現在、ブームになり市場が急成長しているコーンエタノールになるのは間違いないところだがコーンエタノールには多くの問題点も指摘されている。まず、耕地面積拡充による環境面への悪影響あるいは遺伝子組み換え技術の影響等の潜在的な問題が指摘される上に、原料の

<sup>5</sup> 松山貴代子、「大統領年頭教書演説に対する各界の反応」,NEDOワシントン事務所調査レポート,2007年1月26日

<http://www.nedodcweb.org/report/2007-1-26.html>

<sup>6</sup> 乗用車については2010年から年率4%燃費向上で改訂、軽トラックについては2012年から同率で改訂。乗用車基準については軽トラックと同様の属性別(サイズ別)基準の採用や交通省へ認可権限委譲などを盛り込んでいる。

トウモロコシの飼料用向け必要量を確保すると目標値の1/3を超えた120億ガロンから140億ガロンでコーンエタノールの供給限界<sup>7</sup>となることが懸念されており、既に供給逼迫による穀物国際市況への影響も取り沙汰されている（出所2）。インフラ面から見るとエタノール市場の成長に伴い自動車製造側もエタノール供給に見合った形で適合車（FFV）普及に対応しなければならない。また、コーンセルロースは各種補助金<sup>8</sup>で成り立っているという側面もあるため市場が成長すればするほど補助金巨大化による財政圧迫という問題も浮上する。逆に何らかの要因でセルロースの生産供給が計画通りに進展しない場合、比較的生産技術が確立し国産資源の有効利用という側面を持つ石炭液化（CTL）が代替燃料の主力として浮上することも考えられる<sup>9</sup>。しかし、石炭液化は大気汚染防止には寄与するがCO<sub>2</sub>削減には全く貢献しないし逆にCCS等のCO<sub>2</sub>除去の技術対策をしないとCO<sub>2</sub>排出面では明らかに逆行する<sup>10</sup>。

何れにせよ再生可能燃料供給の鍵を握るのは昨年に発表された先進技術イニシアティブ<sup>11</sup>でも強調されているように資源量が豊富でかつ安価であるセルロース系エタノール生産技術の確立であり、本年も一般教書演説の翌日に農務長官が技術開発・生産へ16億ドルの資金投入を行うと発表している<sup>12</sup>。

もうひとつの柱である自動車の燃費規制（企業平均燃費（CAFE）規制）では乗用車基準は27.5mpgに据置かれたまま1985年から改定されていない。環境規制面を優先し平均燃費基準の継続を主張する民主党と自動車産業の主張する安全面への配慮やユーザーの選択嗜好を尊重するという観点から軽トラックと同様の車両サイズ別規制への変更を推す共和党との対立で改訂法案が議会通過しないためである。今回の一般教書の提案内容もこの背景を色濃く反映したものであり、共和党案をベースとしたブッシュ提案を法案化しても民主党支配の状況下で議会通過は容易ではない状況である<sup>13</sup>。

<sup>7</sup> 米国エネルギー情報局，Annual Energy Outlook 2006，2006年2月，p57。

[http://www.eia.doe.gov/oiaf/archive/aeo06/pdf/0383\(2006\).pdf](http://www.eia.doe.gov/oiaf/archive/aeo06/pdf/0383(2006).pdf)

先進エネルギーイニシアティブプレスブリーフィング

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2006/02/20060201-6.html>

<sup>8</sup> ガソリン税減税、製造者への補助、設備改造補助金等

<sup>9</sup> 既に輸送用燃料として国産石炭利用によるCTL供給を図る法案としてバニング、オバマ議員等によりCTL燃料エネルギー法案(S155)が提出されている。2007年1月4日。

<sup>10</sup> 上院公聴会（S. Hrg. 109-666, Enhanced Energy Security Act Of 2006, June 22, 2006, p35）で“ Well to Whell ”で石油系燃料（27.5ポンド/ガロン）に対し約2倍（49.5ポンド/ガロン）のCO<sub>2</sub>排出量の試算結果が示されている。

[http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109\\_senate\\_hearings&docid=f:30716.pdf](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_senate_hearings&docid=f:30716.pdf)

<sup>11</sup> Advanced Energy Initiative，2006年2月20日

<http://www.whitehouse.gov/stateoftheunion/2006/energy/index.html>

<sup>12</sup> 米国農務省プレスリリース，2007年1月24日

<http://www.usda.gov/wps/portal/!ut/p/ s.7 0 A/7 0 1RD?printable=true&contentidonly=true&contentid=2007/01/0012.xml>

<sup>13</sup> 民主党のCAFE基準改訂（33mpg）法案（2005年9月14日 HR3762）や共和党による軽トラックと同様の車両サイズ別への変更法案（2006年5月22日 HR5359）があるが共に不成立。

さて、肝心のCO<sub>2</sub>削減効果だがガソリン消費削減の半分の10%になってしまう。欧州や日本と比較して立ち遅れている自動車の燃費改善を計算から外せば僅か5%にしかない。ガソリン消費量15%相当とされる350億ガロンの目標数量のうち再生可能燃料を1/3とし残りの2/3をCO<sub>2</sub>削減効果がないもしくは低い代替燃料と想定しているのか、あるいは技術進展を想定しセルロース系エタノール他再生可能燃料の供給量を相当量見込むものの、20%から40%と言われるコーンエタノールの対ガソリンエネルギー収支分を勘案しCO<sub>2</sub>削減効果を割り引いているものか、今回の発表では燃料別詳細が明らかにされていないので推量しようがない。しかし温暖化対策効果としてはキャッチフレーズほど派手なものではない。今回のブッシュ大統領の地球温暖化に関する施政方針に対する評価は温暖化問題に否定的な姿勢を貫いてきたブッシュ大統領が最も注目を浴びる舞台の一つである一般教書演説で初めて地球温暖化問題に言及したことに米国国政における大勢変化の兆候として象徴的な意義を見出すべきということかも知れない。

第110議会開始早々から民主党議員を中心とした環境派議員によるキャップ・アンド・トレード排出権取引導入に向けた積極的な活動が展開されている。ブッシュ提案“Twenty In Ten”の行方もさることながら既に数本のキャップ・アンド・トレード法案・草案が提示されている<sup>14</sup>。地球温暖化問題を巡る国会審議はますます白熱化しそうである。

(文責 小松 昭)

(出所1)

- ・ Twenty In Ten:strengthening America's Energy Security, Whitehouse,ホームページ, 2007年1月23日

<http://www.whitehouse.gov/stateoftheunion/2007/initiatives/energy.html>

(出所2)

- ・ 「米、エタノールへ転換加速」日本経済新聞, 2007年1月23日

## 5. 国内施策

---

### 5 - 1 . 審議会等の動向

第2ステップである「京都議定書目標達成計画」(以下、目達計画)のレビューのためお

---

<sup>14</sup> 2007年1月末時点で MacCain/Lieberman 法案(S280)、Sanders/Boxer 法案(S309)、Feinstein/Carper 法案(S317)、Olver 法案(HR620)、Bingaman 草案が提示されている。

よび第3ステップに向けて、総合的に、かつできるだけ深い検討を行う観点から、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会と中央環境審議会地球環境部会が合同会合によるヒアリング等を実施し、実効ある対策・施策の検討を進めることが了承された（出所1,2）。さらに、これまでの産業構造審議会・総合資源エネルギー調査会自主行動計画フォローアップ合同小委員会に、中央環境審議会地球環境部会の委員も加わり、各ワーキンググループでの進捗状況のフォローが開始された。2007年2月15日までに2審議会の合同会議が、自主行動計画フォローアップを含め合計10回開催された（出所3）。今後は、現行対策・施策の進捗状況の定量的点検を実施し、その後、目達計画の評価・見直しに係る中間報告のとりまとめが2007年夏を目処に、最終報告のとりまとめが2007年末を目処に作業が進められる。我が国の2005年度（速報値）の温室効果ガス排出量は、基準年比8.1%の増加であり部門別に見ると、民生部門（業務部門/家庭部門）のCO<sub>2</sub>増加が基準年比40.1%と目達計画の目標である10.7%を大きく上回っており、各委員からもこの部門の対策が重要であるとの意見が多く出された。ただしその対策としては、環境税の導入や機器の買い替え促進、さらには他部門での対策強化やCDMの活用など様々な意見が出されており、現状の把握が終了した2007年3月頃から始まる、対策に関する本格的議論の方向性に注目したい。

また、経済産業省の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の下部委員会であるRPS法小委員会が2006年11月6日から開催され、2014年までの導入義務量が提案された。現行で定められている導入義務量は2010年までであり、4年ごとの見直し規定に基づき2014年までの義務量をどのように設定するかについて審議が行われてきた（出所4）。1月29日の第5回会合において、2014年度で160億kWh（2005年度の全国電気供給量の1.8%に相当）が提示され、約1ヶ月の意見募集を経た後に関連法令等が改正される予定である。

環境省では、中央環境審議会地球環境部会の下部委員会として、二酸化炭素海底下地層貯留に関する専門委員会が2006年9月に設置され、海底下地層における二酸化炭素固定化（CCS）に関するロンドン条約の改定に伴う国内法の整備について審議が行われてきた（出所5）。2006年12月26日の第4回会合にて報告書案が提示され、意見募集の後、報告書として取りまとめられる予定である。

（文責 佐々木宏一）

（出所1）

- ・ 産業構造審議会地球環境小委員会（第31回）  
<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g61101bj.html>

（出所2）

- ・ 中央環境審議会地球環境部会（第37回）  
<http://www.env.go.jp/council/06earth/y060-37.html>

（出所3）

- ・ 産業構造審議会環境部会地球環境小委員会・中央環境審議会地球環境部会合同会合

[http://www.meti.go.jp/committee/gizi\\_0000001.html#14](http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000001.html#14)

<http://www.env.go.jp/council/06earth/yoshi06.html>

(出所4)

- ・ 総合資源エネルギー調査会新エネルギー一部会RPS法小委員会

[http://www.meti.go.jp/committee/gizi\\_0000008.html#4](http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000008.html#4)

(出所5)

- ・ 二酸化炭素海底下地層貯留に関する専門委員会

<http://www.env.go.jp/council/06earth/yoshi06-08.html>